

# 「民踊」の学校教育への導入について

—戦後教育改革期の「学習指導要領」を中心として—

## A study of introducing “民踊” (Japanese Traditional Dance) into the curriculum of school

—from an analysis of “the Courses of Study issued by the Ministry  
of Education” of education reform period in postwar days—

菱田 隆昭<sup>1)</sup>・岩川 真紀<sup>2)</sup>

HISHIDA, Takaaki · IWAKAWA, Maki

キーワード：伝統文化・民踊・学校体育指導要綱・学習指導要領小学校体育編（試案）

### はじめに

2001（平成13）年、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承・発展し、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進するといった今日的課題に対応するため、文化芸術振興基本法が公布された<sup>1)</sup>。同法前文において、「文化芸術はそれ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味をもつ」ことが明記されている。また、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能の振興（第14条）や学校教育における文化芸術に関する体験学習等の充実（第24条）が図られることも記されている。

富山県南砺市<sup>2)</sup>の旧平村、旧上平村、旧利賀村を併せた地域は、五箇山とも呼ばれ、日本有数の豪雪地帯である。五箇山は昭和20年代に電気や道路が整備されるまで、他地域との行き来が大変困難であったため、独自の生活、文化が形成され、昔ながらの社会制度や民俗、習慣が色濃く残されてきた<sup>3)</sup>。1995（平成7）年、五箇山合掌造り集落（相倉・菅沼）は、白川郷合掌造り集落とあわせて、世界文化遺産に登録されている。また、五箇山を中心に伝承された古代民謡「筑子（こきりこ）」は、約1400年前より田楽として歌い継がれてきたという説<sup>4)</sup>もあり、1973（昭和48）年「麦屋節」等とともに、「五箇山の歌と踊り」として国選択無形民俗文化財（民俗芸能）に指定されている<sup>5)</sup>。

旧利賀村では、文化芸術振興基本法公布の約半世紀前

の昭和20年代、旧利賀小学校分校に赴任した山本一二三教諭が中心となり「五箇山民謡<sup>6)</sup>の価値」を学校教育の場で伝えていった。その後も同小学校では、民謡の保存・伝承が後任の教諭や父母らによって受け継がれ、さらに山本教諭の教え子たちが現在、利賀村むぎや節保存会（昭和13年利賀村郷土民謡研究会として発足）の幹部として活躍していることや、子供民謡保存会を設立し、地域の伝統文化の一つである民謡を子どもたちに継承していることは特筆に値する<sup>7)</sup>。

筆者らは、これらのことに関心を抱き、第21回比較舞踊学会大会において「富山県五箇山地域の伝統文化の伝承について—旧利賀村に伝わる初午行事と民謡の伝承を中心として—」を発表し<sup>8)</sup>、昭和20年代に旧利賀小学校北豆谷分校で結成された「越中五箇山利賀村少年民謡会」<sup>9)</sup>や昭和40年代に旧利賀小学校本校児童で組織された「利賀初午保存会」<sup>10)</sup>などが、地域の初午行事や数々の民謡を保存・伝承していったことやその伝統文化の伝承に学校教育が果たした役割について報告した。また、第22回比較舞踊学会大会において「民踊<sup>11)</sup>の学校教育への導入—戦後教育改革期の「学習指導要領」（試案）を中心として—」を発表し<sup>12)</sup>、1947（昭和22）年「学校体育指導要綱」<sup>13)</sup>及び1949（昭和24）年「学習指導要領小学校体育編」（試案）<sup>14)</sup>の分析を通して、体育科の表現運動領域の中に「民踊」が示された背景について報告した。

本稿は、昭和20年代以降に富山県旧利賀村において民謡が学校教育に導入されていった事例研究の一環である。そして、この地域の伝統文化である民謡の学校教育導入を可能とした1947（昭和22）年「学校体育指導要綱」と、その作成に携わった松本千代栄氏への聞き取り調査の一

1) こども教育宝仙大学 准教授

2) こども教育宝仙大学 教授

部を掲載するとともに、制度的側面の考察を試みるものである。

## 1. 伝統文化としての舞踊と学校教育の関連を論じた先行研究

はじめに伝統的な芸能文化や民俗舞踊と学校教育の関連を論じた主な先行研究を挙げる。

柏木利恵子は、岩手県遠野市に伝わる伝統芸能「しし踊り」を同市立上郷保育園、青笹小・中学校、上郷中学校がカリキュラムに組み入れ、地域住民とともに伝承活動を行っていることを報告している。青笹小・中学校では1966(昭和41)年秋から全校踊りの教材として「しし踊り」を採用し、体育科の一領域として取り上げてきたとしている。柏木は、民俗芸能を学校教育に取り入れる意義として、地域文化の理解と文化や伝統を大切にすることの育成、礼儀作法の習得を挙げている<sup>15)</sup>。

国枝タカ子は、民俗舞踊と義務教育公立学校の関係を把握するため、「文化芸術振興基本法」の具体的施策を踏まえながら全国調査を実施している。2001(平成13)年に青森から沖縄までの10県624公立小学校1455学級に対する全国調査の結果をもとに日本民俗舞踊の実施状況を分析した。学校教育において民俗舞踊を教材として扱うカリキュラムは、学校行事が最も多く、体育科単元は25.3%に過ぎないことを指摘している<sup>16)</sup>。

森下春枝・柏木利恵子は、保育活動に伝統芸能を取り入れ、健康な体づくり、郷土芸能への関心、地域とのつながりを図っている岩手県遠野市の事例を報告している。遠野市保育協会へのインタビューや保育園園長へのアンケート調査等を実施し、保育者が子どもに「何を育てたいか」を明確にして取り組む必要性を指摘している。また、保育者の取り組む姿勢や地域社会との連携が、長年にわたる伝統芸能・舞踊活動や行事への参加を可能としており、その保育者の力量も幼児期に培われたものであるが、このような継承事例は今日にあって例外的なものとしている<sup>17)</sup>。

森下春枝・近藤洋子は、伝統芸能・舞踊を考える際、子どもたちが地域社会において、保存・伝承にどのようなに関わり、どのような役割を果たしたかを明らかにするため、静岡県中川根町に伝わる「徳山の盆踊」を2004・2005(平成16・17)年に調査している。「徳山の盆踊」は、国選択無形民俗文化財に指定されているが地元の意識は低く、外部からの刺激の必要性が求められている一方、子どもが海外交流の場で日本の伝統文化を披露する機会を得て、伝統文化の継承につながっていることを挙げている<sup>18)</sup>。

これら先行研究は、昭和40年代以降から平成の今日に至る事例を基とした論考である。前者は高度経済成長期

にあって「やがて郷土を離れる子供たちに、ふるさとの味を思い起こす機縁とさせる」ことや「社会や道徳でねらう郷土愛を育てる」ことを背景としており<sup>19)</sup>、後者は子どもが地域の行事への参加や郷土芸能、伝統文化に触れることを打ち出した1998(平成10)年の中央教育審議会答申<sup>20)</sup>や2001(平成13)年「文化芸術振興基本法」の施行、2002(平成14)年完全実施の学校週5日制・総合的な学習の時間等の今日の背景があると考えられる。

## 2. 旧利賀小学校分校における民謡伝承の意義

1905(明治38)年、現在の体育の学習指導要領に相当するわが国最初の資料ともいえる「体操遊戯取調報告」や、1913(大正2)年「学校体操教授要目」、1926(大正15)年「改正学校体操教授要目」、1936(昭和11)年「第2次改正学校体操教授要目」、及び1942(昭和17)年、戦時中の国民学校「体錬科教授要項」において、地域の伝統文化としての舞踊が教育内容となることはなかった<sup>21)</sup>。

木村吉次も、19世紀末における全国の師範学校附属小学校の遊戯の中に、伝統的な童遊びを継承した「羽根撞き」「かごめかごめ」などがあり、発表的動作遊戯に関わって僅かに伝統文化が採用されていたとしている。しかし、当時の模範小学校である師範学校附属小学校の教育内容の分析より、日本の近代化において「日本の伝統音楽、伝統舞踊などに目が向けられることが少なかった」としている<sup>22)</sup>。

高津勝は、日本の近代化が「儉約・勤労・個人責任の強制によって民衆の生活のハレ的側面を禁止ないし抑圧し、伝統社会の解放のルートを断ちきり、家と個人を単位とした自己抑制的、自己規律的なケの生活へと人々を一元化する過程であった」とし、日本近代の体育が「開化と啓蒙の側に立って民俗と民衆の伝統に対抗」していたと指摘している<sup>23)</sup>。それは民俗芸能や地域に伝わる伝統文化としての舞踊についても、戦前の学校教育の教育内容とは相反する位置にあったことを意味するであろう。

戦後教育改革期、1947(昭和22)年の「学校体育指導要綱」によって、戦時中の体錬科は体育科に改められた<sup>24)</sup>。戦後民主教育において体育科の表現運動領域は「ダンス」となり、留意点として「ダンスでは民謡その他適当なものを参考作品として用いてもよい」と記され、伝統文化としての舞踊が学校教育において初めて正式な教育内容となったのである。

この昭和20年代に、旧利賀小学校分校において地域の伝統文化の一つである民謡が、教科体育や学校行事(運動会)といった学校教育のカリキュラムに導入されていた事例は、全国的にも珍しく、その実態を明らかにすることは大変意義があると思われる。

### 3. 昭和22年「学校体育指導要綱」と「ダンス」

我が国の学校体育は、1947（昭和22）年発行の「学校体育指導要綱」によって、戦時中の体錬科から体育科に改められ、戦後の新しい教育の方針と内容が明らかにされた<sup>25)</sup>。この「学校体育指導要綱」では、体育科の目的を「運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育」と明記し<sup>26)</sup>、その「運動」として「体操（徒手、器械）」と「遊戯（遊戯、球技、水泳、ダンス）」を挙げた<sup>27)</sup>。体育科は、画一的・形式訓練的なあり方を排除し、学習者の興味を尊重し、民主的・社会的態度を育成する内容へと大きく転換していったのである。また「ダンス」は、その内容を「表現遊び（小学校低学年）」及び「表現（小学校高学年・中学校・高等学校・大学）」としたが、留意点として「ダンスでは民踊その他適当なものを参考作品として用いてもよい」と明記された<sup>28)</sup>。

さらに、この「学校体育指導要綱」の趣旨を具体化した1947（昭和24）年「学習指導要領小学校体育編」（試案）には、第二章第八節各教材群の目標と指導上の留意点において「リズム遊び・リズム運動」は、「表現の技法に対する興味を発達させ、あわせて我国や外国の民踊を理解させる」とともに、「団体活動の楽しみやよろこびを味わわせる」と明記されたのである<sup>29)</sup>。その趣旨は、現行の2008（平成20）年告示「小学校学習指導要領」にも引き継がれている<sup>30)</sup>。

戦後教育改革期における「民踊」の学校教育への導入の経緯、実態及び背景を明らかにすることは、「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことを明示した改正教育基本法（平成18年）<sup>31)</sup>をふまえた2008（平成20）年告示「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」<sup>32)</sup>のもとで、小学校体育科・中学校保健体育科のあり方や表現運動領域の内容、ひいては我が国の教育理念を考察する上での基礎的研究としての意味をもつと考える。

### 4. 松本千代栄氏への聞き取り調査

松本千代栄氏は、1920（大正9）年1月奈良県五条市に生まれた。奈良女子高等師範学校附属高等女学校から東京女子高等師範学校体育科へ進学し、1941（昭和16）年3月同校卒業、同年4月に奈良女子高等師範学校附属国民学校へ赴任した<sup>33)</sup>。当時の様子を「奈良女子高等師範学校附属小学校は木下竹次主事が『合科学習』として自主創造性に立つ教育を開拓された先進的な研究校であった。『国民学校』が出発する4月に先立ち、先生は退任されたが、育まれた指導陣はその精神を堅持し、筋金入りの自主的学習が行われていた。」<sup>34)</sup>と記している。また、

「自己表現——創造的芸術経験としてのダンス」に思いを馳せた時期としている<sup>35)</sup>。1943（昭和18）年4月に東京女子高等師範学校研究科へ進学、1945（昭和20）年9月同校卒業、1946（昭和21）年4月に再び奈良女子高等師範学校附属校教諭兼訓導となる<sup>36)</sup>。

1947（昭和22）年の「学校体育指導要綱」作成にあたっては、作成委員に奈良女子高等師範学校附属校教諭兼訓導の松本千代栄氏が指名された<sup>37)</sup>。松本氏は、起草委員にも選出され、表現運動領域の名称を「ダンス」とし、「作品創作・作品鑑賞・表現技術」の3つの柱を掲げた<sup>38)</sup>。それは、自主創造性に立つ「ダンス」学習の出発であり、教師中心の「教授」から児童生徒の主体性を重んじた「学習」への転換を図るものであった<sup>39)</sup>。そして留意点として「ダンスでは民踊その他適当なものを参考作品として用いてもよい」と明記した。「ダンス」が創造と伝承の両側面の内容をもって、学校教育の中で学習することが可能となったことは特筆に値するであろう。

そこで筆者らは、2011（平成23）年2月と9月、「学校体育指導要綱」作成や「民踊」を学校教育へ導入した経緯等について、松本千代栄氏への聞き取り調査を実施した<sup>40)</sup>。そして、「ダンス」が学校の教育内容として「つくられた作品」を教えるのではなく創作学習とした時期に、地域に伝わる伝統文化としての舞踊の視点を入れたことを質問した。「ダンスでは民踊その他適当なものを参考作品として用いてもよい」と明記した理由について、松本氏は「創造と伝承というものは双壁であるということ、そこに『民踊』という言葉を入れたのは、やはり自分たちは日本人だ、日本の土着に生まれ育ったものにふれる必要があるのではないか」という思いからであったと述べられた。そして「それは表には出ない思いですね」とも述べられたのである<sup>41)</sup>。さらに「国敗れて山河あり」の思いに胸を痛めつつ、教育の目標を見失った日々が続いたとする松本氏が、「再び子どもたちとともに表現の道を求めようと決意した」<sup>42)</sup>とする胸中に、日本人としてのアイデンティティをみることができよう。

また、1947（昭和22）年の「学校体育指導要綱」以降、現行の学習指導要領に至るまで表現運動領域の中に「民踊」と示されている語句について、松本氏は、「海外のフォークダンスに対して日本のフォークダンスの舞踊、日本の各地域に伝承される舞踊や民謡に付随する踊りを含めた概念として、『民踊』という語句で示した」と語られた。広辞苑や大辞林等にも、「民謡」の表記及び項目はあるが<sup>43)</sup>、「民踊」という表記及び項目は掲載されていない。「民踊」という語句は、戦後の小学校体育科及び中学校・高等学校保健体育科において、さらには学習指導要領のなかに示されてきたといえる。

## おわりに

昭和20年代に富山県旧利賀村において民謡が学校教育に導入されていった事例研究の一環として、本稿では、伝統文化としての舞踊と学校教育との関連を論じた先行研究の整理をおこなった。そして、旧利賀小学校分校における民謡伝承の意義と、それを可能とした制度的な背景について、1947(昭和22)年の「学校体育指導要綱」作成に携わった松本千代栄氏へのインタビューを基に明らかにした。1947(昭和22)年誕生した体育科において、表現運動領域は、「ダンス」という名称になり、創造性を重視しながらも伝統文化としての舞踊も取り上げ、創造と伝承の両側面を視野に入れていたのである。

旧利賀小学校分校における民謡指導の実態及び1947(昭和22)年の「学校体育指導要綱」、1949(昭和24)年「学習指導要領小学校体育編」(試案)との関連については、旧利賀小学校分校教諭であった山本一二三氏への聞き取り調査や利賀小学校文集『こぶし』等の分析を通して別稿で論じることとする。

### 《註》

- 1) 文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)(平成13年12月7日公布)。
- 2) 2004(平成16)年11月1日、城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町の8つの町村が合併して、南砺市が誕生した(富山県南砺市編『南砺市勢要覧』富山県南砺市、2009年、1頁)。
- 3) 青柳正規監修『ビジュアル・ワイド世界遺産』小学館、2003年、79頁。
- 4) 越中五箇山筑子唄保存会「無形文化財筑子こきりこ」CD資料、2001年。
- 5) 利賀村史編纂委員会編『利賀村史3 近・現代』利賀村、2004年、737~738頁。また、利賀村の民謡については、利賀村むぎや節保存会編『利賀村の民謡』(利賀村むぎや節保存会、2000年)に詳しく記されている。
- 6) 「民謡」は、新村出編『広辞苑(第六版)』(岩波書店、2008年)によると以下のように記されている。

(Volkslied ドイツ・folk song イギリス) 民衆の歌謡。民間の俗謡。庶民の集団生活の場で生まれ、多くの人々に長く歌いつがれ、生活感情や地域性を反映している。田植歌・草取歌・米搗歌・桑摘歌・茶摘歌・馬子歌・舟歌などのような労作歌、婚礼歌・新築歌・祭礼歌のような祝い歌、舞踊に付随する踊歌などがこれに属する。広義には地方色を帯びた新作歌謡(新民謡)をも含めている。ことばとしては十九世紀末から使用。俚謡(2725頁)。

しかし、旧利賀村では「民謡」は、地方(唄、お囃子、楽器)と立方(踊り)の両者を指している。

- 7) 前掲、『利賀村史3 近・現代』678頁。
- 8) 岩川真紀・菱田隆昭「富山県五箇山地域の伝統文化の伝承について—旧利賀村に伝わる初午行事と民謡の伝承を中心として—」(『比較舞踊学会第21回大会プログラム』大会実行委員会、2010年)22~23頁。
- 9) 前掲、『利賀村史3 近・現代』678頁。
- 10) 同前、679頁。初午行事については、利賀村教育委員会編『利賀のはつうま—国選択利賀のはつうま行事調査報告書—』(利賀村教育委員会、1988年)に詳しく記されている。
- 11) 「民謡」という語句については、文部省『学校体育指導要綱』(日本書籍、1947年)以降、現行の学習指導要領に至るまで体育科表現運動領域の中に、海外のフォークダンスに対して日本のフォークダンス的舞踊、日本の各地域に伝承される舞踊や民謡に付随する踊りを含めた概念として示されている。
- 12) 菱田隆昭・岩川真紀「民謡の学校教育への導入—戦後教育改革期の「学習指導要領」(試案)を中心として—」(『比較舞踊学会第22回大会プログラム』大会実行委員会、2011年)18~19頁。
- 13) 前掲、『学校体育指導要綱』。
- 14) 文部省『学習指導要領小学校体育編(試案)』大日本図書、1949年。
- 15) 柏木利恵子「学校教育における民俗芸能の伝承について—遠野郷しし踊り—」(『比較舞踊研究』2巻1号、比較舞踊学会、1996年)38~53頁。
- 16) 国枝タカ子「小学校における民俗舞踊カリキュラムの全国調査」(日本学術協力財団編『学術会議叢書11 舞踊と身体表現』日本学術協力財団、2005年)199~227頁。
- 17) 森下春枝・柏木利恵子「伝統芸能・舞踊の取り組みへの課題—遠野市保育活動から見えてくること—」(『比較舞踊学会第14回大会プログラム』大会実行委員会、2003年)8~9頁。
- 18) 森下春枝・近藤洋子「伝統文化に触れる、その実態調査『徳山の盆踊』について」(『比較舞踊学会第16回大会プログラム』大会実行委員会、2005年)8~9頁。
- 19) 前掲、「学校教育における民俗芸能の伝承について—遠野郷しし踊り—」46~47頁。
- 20) 中央教育審議会「幼児期からの心の教育のあり方について」答申(1998年6月30日)には、我が国の文化と伝統の価値について理解を深め、未来を拓く心を育てよう(第4章(1)-1)において、郷土の伝統・文化への理解を深め、継承・発展していく態度を育てる視点に立って、各教科・道徳・特別活動での取り組みを進めていくとしている。また、芸能などに親しむ直接的な体験を取り入れ、この分野に造詣の深い地域の人材を活用することが求められている。
- 21) 井上一男『学校体育制度史増補版』大修館書店、1970年、2、260~381頁。

- 22) 木村吉次「日本の伝統芸能と教育の近代化」(『比較舞踊研究』11巻1号、比較舞踊学会、2005年)1~10頁。
- 23) 高津勝「民衆スポーツ史の可能性：伝統と近代を問う」(『体育学研究』55号、日本体育学会、2010年)330頁。
- 24) 坂入明「『学校体育指導要綱』(1947年)に関する歴史的考察」(『東京家政大学研究紀要』第21集(1)、1981年)3頁。
- 25) 前掲、『学校体育指導要綱』1~3頁。
- 26) 体育の目的について、「体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とする」と記されている(同前、2頁)。また、その歴史的背景は、前掲『学校体育制度史増補版』に詳しく記されている。
- 27) 同前、5~8頁。
- 28) 同前、6、9、12、15、18頁。
- 29) 前掲、『学習指導要領小学校体育編(試案)』18頁。
- 30) 文部科学省『小学校学習指導要領』(東京書籍、2008年)によると、第5・6学年の「内容」の「表現運動」に「フォークダンスでは、踊り方の特徴をとらえ、音楽に合わせて簡単なステップや動きで踊ること」とある(99頁)。さらに、文部科学省『小学校学習指導要領解説体育編』(東洋館出版、2008年)によると、以下のように記されている。

フォークダンス(日本の民踊を含む)

伝承されてきた日本の地域の踊りや外国の踊りから、踊り方の特徴をとらえ、基本的なステップや動きを身に付けて、音楽に合わせてみんなで楽しく踊って交流することができる。また、踊りを通して日本のいろいろな地域や世界の文化に触れるようにする。なお、指導に際しては、踊りに必要な小道具(笠や鳴子など)や衣装を着けたり、踊りに伴う掛け声などを付けたりして踊りの雰囲気高めるようにする。

[踊りと動きの例示]

○日本の民踊

それぞれの地域で親しまれている踊りや日本の代表的な民踊の中から、軽快なりズムの踊りや力強い踊りなど、特徴が異なる踊りや簡単な動きで構成されている踊り。

  - ・それぞれの踊り方の特徴をとらえ、構成された基本的な踊り方を身に付けて踊ること。
  - ・日本の民踊に共通する踊り方の特徴をとらえ、阿波踊りなどの軽快なりズムの踊りでは軽快な足さばきや手振り、ソーラン節やエイサーなどの力強い踊りでは低く踏みしめるような足取りや腰の動きで踊ること(76~77頁)。
- 31) 教育基本法(平成18年法律第120号)(平成18年12月22日公布)。
- 32) 前掲、『小学校学習指導要領』及び文部科学省『中学校学習指導要領』(東山書房、2008年)。
- 33) 舞踊文化と教育研究会(安村清美・中村恭子・高野章子・岩川真紀)編『松本千代栄撰集5 舞踊教育の開拓』明治図書、2008年、364頁。
- 34) 松本千代栄「舞踊教育の立場から」(『体育の科学』第58巻第6号、2008年6月)415頁。また、奈良女子高等師範学校附属小学校の体育教育については、鈴木明哲『大正自由教育における体育に関する歴史的研究』(風間書房、2007年)に詳しく論じられている。
- 35) 同前、415頁。
- 36) 同前、415頁。
- 37) 同前、416頁。
- 38) 同前、416頁。
- 39) 松本千代栄『舞踊美の探求—舞踊理論と指導法—』大修館書店、1957年、184頁。
- 40) 第1回聞き取り調査(2011年2月18日14:00~16:30、於松本氏自宅、聞き手:岩川真紀・菱田隆昭)、第2回聞き取り調査(2011年9月2日13:30~15:30、於松本氏自宅、聞き手:岩川真紀・菱田隆昭)を行った。
- 41) 本稿資料「松本千代栄氏への聞き取り調査の抜粋」下線参照。
- 42) 前掲、「舞踊教育の立場から」415頁。
- 43) 「民謡」という語句は、前掲、『広辞苑(第六版)』2725頁、松村明編『大辞林(第三版)』(三省堂、2006年)2466頁に掲載されているが、「民踊」という語句は掲載されていない。

【資料】

松本千代栄氏への聞き取り調査の抜粋

日 時：2011(平成23)年2月18日(金) 14:00~16:30  
場 所：松本千代栄氏自宅  
聞き手：岩川眞紀、菱田隆昭  
下線および〈 〉・( )内は筆者らによる。

〈1947(昭和22)年の「学校体育指導要綱」作成にあたって〉

菱田：過疎が進んで子どもたちが少なくなって、そういう中で、学校教育の中で民謡を伝えていっているという活動をずっと続けている地域があります。昭和20年代後半ぐらいから民謡(指導)に熱心な先生が赴任してきて、大人たちがおこなっている民謡を学校で子どもたちに教えていて、今もずっと続けている地域(富山県南砺市利賀村)があります。

そこで、昭和20年に戦争が終わって、民謡をどのように学校教育のなかに位置付けていったのかということを知りたいと思います。

松本：昭和22年の(学校体育)指導要綱の委員でその時は奈良の附属小学校に勤めていて東京に通って委員をおおせつかったので委員会に出ておりました。戸倉先生・伊澤先生・美濃部先生と私を加えてのダンスのことをお話しする専門委員会でした。私は奈良の子どもたちをみておりましたので、子どもたちは自分の表現が出来ると固く信じていましたから表現にしようと言いました。大人の先生方はきちっと作品を作って教えていましたから、自分の作った作品のようなものはとても出来ないと思われた。私は決まった作品が出来なくても自分の表現が出来ればいいと……お話はなかなか通じませんで……40人もいた男の先生方をふくめて最後に総会で決をとる(採決)と竹之下先生(委員長)が諮られまして、「ダンス」という名称で議決をしてくださったんです。そして起草委員を決める時、戸倉先生を含めて40人の先生が満票で、私を推挙して下さったので22年の要綱は私が書かせていただきました。

フォスターさんが座っていらしたが一言も介入することはなくて、仕事はGHQの管理下でしたから、文部省の方は何の発言をすることはなく、記録をとるだけでした。私が書いて出しました素朴なものが、指導要綱としてでまして、今も形に残っていることになりました。その時はやはり、創造と伝承は双璧だという理念はもっていました。自己表現をすることがメインであることは固く信じていましたので、ダンスというところに、創作といたしまして、注意事項のところにフォークダンスや民謡をおこなってもいいということをつけ加えました。フォークダンスや民謡を加えたということは理念の中にやはり

創造と伝承ということを思っていたからだと思います。どなたからのサジェッションや介入はありませんでした。

余談ではございますが当時書記をなさっていたのは大熊律夫さんと申されまして、神戸市出身で文部省に勤めていて議事録をとってくださった方で、神戸に戻られ助役にまで偉くなられた人で、毎年、神戸に招かれ講習会をおこない講師を務めました。そして、今の神戸のダンス・フェスティバルが生まれております。

……………〔 中略 〕……………

松本：あの要綱を書いた時は、自分の体験が第一でございまして、学校でも英語は敵国の言葉でドイツ語が教えられるようになっていました。

卒業して、勤めて大阪のYWCAで英語を習いました。学校では英語は習わなかったし、海外に出る時代ではありませんでした。

私の発想の源になったのは、木下竹次の奈良の合科学習という奈良の子どもたちに出会っていたから、表現をさせると出来るという固い信念のようなものを子どもにももらったのかなと思います。

〈1943(昭和18)年4月、東京女子高等師範学校研究科へ進学～1946(昭和21)年4月、再び奈良女子高等師範学校附属校教諭兼訓導となる〉

松本：子どもに接したら自分はなににもできないということが分かったので、(奈良女子高等師範学校附属国民学校での)2年間の義務年限の後、研究科に戻りました。

劇の中で、子どもは、ダンスの部分だけ私に聞きにくるのです。

“ダンスだけは、なぜ私が教えるのでしょうか”“子どもたちは、ほかの事はみな自発的にできるのに、鯛や平目のダンスや兎のダンスだけなぜ私が教えるのでしょうか”というのが最初の疑問でした。

2年の義務年限が終わったので研究科に行きました。でも研究科に戻ったときは、戦争にむかう空気の中で、すぐ、板橋造兵廠の動員とかで、旋盤を回して弾づくりをする、最後は長野県の中込というところで、農業動員で、敗戦までいました。で、東京は戒厳令で入れないから、すぐ郷里に帰れといわれて、とことこと、信州の美しい山を眺めつつ“国敗れて山河あり”の感を深めつつ帰らして(奈良へ)、9月になったら繰り上げ卒業させるといので上京しました。あのころは、教員が足りないので、9月に卒業、研究科もろくに勉強もしないで——といった感じで終わりましたが、そのときはもう、教育の理想を失ったと思ったんですね。

若くて、純真でしたから、お国のためと思って、戦争

にかかわっていましたが、弾つくりでもなんでもやっていた。 “おまえたちのやっていた戦争は違っていったんだ”と言われると、いったい自分は何をもって教育をしたらよいのか、“教育の理想を失ったら教師はできない”と思いました。そのことを、奈良の同僚に書き送りました。

すぐ、武田一郎先生が手紙を下された。“教育の目標を失ったのは松本さんだけではない、日本中の教師がみなそうだ”と、“でも教師が目標をも失ったといっても、教師が目標を見つけるまで、子どもは大きくなるのを待ってはくれない。だから、悩みながらでもやらなくてはいけないから、もともと、手放したくなかった松本さんだから、奈良に帰ってきなさい。自分たちと一緒にやろう”と、とってあったかいお手紙を下されたので、すぐ帰ろうという気になって、すぐに奈良に帰りまして、一生、子どもの先生をやろうと決意いたしました、6年間勤めました。

…………… [ 中略 ] ……………

〔ダンスでは民踊その他適当なものを参考作品として用いてもよい〕と明記〕

岩川・菱田：民踊のお話をお願いします。

菱田：先ほど、表現というのを昭和22年（学校体育指導要綱）にいれてとありました。

松本：指導上の注意のところに民踊やフォークダンスを行ってもよいというのをつけました。はい。

菱田：そのあたりの経緯をもう一回、詳しく教えていただければなあと思います。

松本：そうですね、私としては、やっぱり、伝承と創造というのは、双璧だと思っていたと思います。だけれど、二つを重点にあげることはできないから、なんといっても自己表現が一番のメインだと思っていたのでダンスという名称をとって、作品創作・作品鑑賞・表現技術という三つの内容を示して、あのように示しました。そして指導上の注意に民踊やフォークダンスを行ってもよい、とまあ非常に軽いかたちで、それをつけたんですが、意味としては、やっぱり創造と伝承というものは双璧だということは、……………そこに民踊ということばをいれたのは、“やはり自分たちは日本人だ、やっぱり、日本の土着に生まれ育ったものを、やはりふれる必要があるのではないか”とそれは表にはでない思いですね。それでそこに含めたと思っています。

菱田：GHQというか、そこからは、なにか日本の古いものをということ。 (サジェッションはあったのか。)

松本：日本の古いものを民踊と、フォークダンスは外から渡ってきたものですね。渡ってきたものだけでなく、

日本の古いものも、日本舞踊というものまではいえない、(日本舞踊は)また特別なものですね。民衆に育った、フォークダンスと同じようなものは、民俗芸能とか、盆踊りとかがありますから、そういうものはやっぱりあったほうがいい、という思いであれをつけさせていただきました。

菱田：それに関しては、特になにか (GHQの) 圧力が加わったとか、あるんですか。

松本：(きっぱりと) ありませんね。

菱田：アメリカのほうからはそういったことはなかったと。

松本：そのフォスターさんという女性は座っていらっしゃいまして、(私が) 一つ質問を致しました。指導要領にいろいろと例を書いていますでしょう、表現の。日本だと四季おりおり自然があるけれど、花とか、草とか、そういう題をあげることができまじけれど、ニューヨークだったら、あまりそういう環境はないと思ったので、ニューヨークだったらそういう課題は不適当だけど、日本だったらこういうものがいろいろ例としてあげられる、といったら、“そう思う”と、答えてくださる、だけれど介入はいっさい“ない”でした。

文部省はさっき申し上げたようにGHQの管理下で一切ものを言わない。書記だけという立場でしたから、27歳の勇敢な女性でしたから、怖いものを知らず、でも子どもに対して、自分の信じたことは、子どもは出来ると、自分が奈良で体験したことは、空ではない。子どもはあのようにほぐれて表現してくれる、これは、あの当時、私が優れているからできるのではなく、私はピアノが弾けたから、きっとやり易かったというのはあると思うんです。でも、私が出来たんだから、誰でも出来ると思いましたので、勇んで、表現というかたちに直させていただきました。

菱田：そうですね……先生の強い意思、というか理念というか、伝わってきます。

松本：そうですね、子どもに伝わって、どの子どもにも、時には興味がなくて、輝かない眼をして、座っているお子さんもいますよね、けれど、体育館にでてくると、良くできるできないと差がなくて、みんながきらきらしている。それで、長岡先生という先生がずっと私をみにきてくださったことがありまして、担任は厳しいから、きちっとして、私たちのように専科になると、一時間だけやると生徒は開放感を持ちますよね。だから、わあっとさわぐってことがあるますよね。だから、監督に来てくださっているとって思っていましたら、そしたら、違って“僕の時間は、僕がどんなに一生懸命やっても、死んだような眼をしている子がいる”って、“でも松本さんの時間はそういう子がいない”と、“だから、僕はファイト

をもって、自分の時間と松本さんの時間とどんなに眼の輝きが違うかみにきていたんだ”って、“ああ、そうならさきに仰ってくだされば、もっと一生懸命やったのに”と私は言いました。確かに私の時間はみんなが眼を輝かして活動してくれたので、そういう違いは、あったと、思っています。

……………〔 後略 〕……………

以 上